



宮内庁、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省と同時発表

永田クラブ、経済研究会に配布

平成21年4月17日
内閣府大臣官房総務課
みどりの学術賞及び式典担当室

第3回「みどりの式典」の開催について

「みどりの日」についての国民の関心と理解を一層促進し「みどり」についての国民の造詣を深めるため、第3回「みどりの式典」を以下のとおり開催します。

なお、本式典には、天皇皇后両陛下の御臨席をいただく予定です。

1. 主催
内閣府（協力：文部科学省、農林水産省、国土交通省及び環境省）
2. 開催日時
平成21年4月24日（金）
授賞式 16:00～17:00
・みどりの学術賞（資料1）
・緑化推進運動功労者内閣総理大臣表彰（資料2）
レセプション 17:00～18:00
3. 会場
憲政記念館（東京都千代田区永田町1-1-1）
4. 参加予定者
約300名
5. 取材
式典の取材を希望される報道関係者は、登録が必要です。
事前に下記お問い合わせ先までお申し込み下さい。

本件問い合わせ先：

内閣府大臣官房総務課みどりの学術賞及び式典担当室

室長 飛山 龍一 電話03-3501-3845（林野庁森林保全推進室）

室長補佐 大石 智弘 電話03-5253-8420（国土交通省公園緑地・景観課）

添付資料

- ・資料1 平成21年(第3回)みどりの学術賞受賞者(※)
- ・資料2 平成21年緑化推進運動功労者内閣総理大臣表彰受賞者・功績概要

- ・参考1 「みどりの月間」及び「みどりの学術賞」の創設について(H18.8.8閣議決定)
- ・参考2 緑化推進連絡会議の設置について(S58.3.1閣議決定)
- ・参考3 緑化推進運動の実施方針(S58.4.1緑化推進連絡会議)

※ 平成21年3月5日付け公表済み

平成21年（第3回）みどりの学術賞受賞者一覧

わだ まさ みつ

和田 正三（67歳） 九州大学大学院理学研究院特任教授
東京都立大学名誉教授

功績概要

光生物学の分野において、植物が正常な発達をするために必要な光受容体の一つとして、赤色光域と青色光域を吸収できるキメラ光受容体ネオクロムをシダ植物で発見し、また、葉緑体が光合成効率を高めるために弱い光に集まり、障害を避けるために強い光から逃避する「葉緑体光定位運動」の光受容体がフォトリピンであること、シダ植物ではフォトリピンの他にネオクロムも働いていることを発見するなど顕著な功績を挙げ、斯学の発展に貢献した。

やはら てつ かず

矢原 徹一（54歳） 九州大学大学院理学研究院教授

功績概要

進化生物学の分野において、植物が、昆虫や病原体などとの相互作用に基づく繁殖戦略によって種の多様性を生み出していることを明らかにするなど顕著な功績を挙げ、また、日本の野生植物の絶滅リスクを網羅的に評価したレッドデータブックのとりまとめに中心的な役割を果たすとともに、生物多様性保全の必要性を科学的に明らかにした著作や実践的な活動を通し、国民の理解増進に寄与した。

（年齢は平成21年4月24日現在）

平成21年緑化推進運動功労者
内閣総理大臣表彰受賞者・功績概要

[個人]

神山 精二 (栃木県鹿沼市)

[団体]

虹別コロカムイの会 (北海道野付郡別海町)

蔵王町 向山行政区 (宮城県刈田郡蔵王町)

日置電機株式会社 本社工場 (長野県上田市)

稲渕棚田ルネッサンス実行委員会 (奈良県高市郡明日香村)

大山の頂上を保護する会 (鳥取県西伯郡大山町)

長尾ふれあいパーク花壇管理委員会 (香川県仲多度郡まんのう町)
長生会園芸クラブ

上浮穴林材業振興会議 (愛媛県上浮穴郡久万高原町)

遠賀川源流の森づくり推進会議 (福岡県嘉麻市)

[学校]

水戸市立梅が丘小学校 (茨城県水戸市)

高岡市立成美小学校 (富山県高岡市)

知多市立旭東小学校 (愛知県知多市)

[地方公共団体]

郡上市 (岐阜県郡上市)

[個人]

かみやま せいじ
神山 精二

(昭和2年12月22日生 81歳)

住 所 栃木県鹿沼市中粕尾1692

<功績の概要>

氏は、昭和20年に家業の林業経営(177ha)に従事して以来、長伐期優良大径材の生産を目標に、造林・保育事業に専念し、地域や県の林研クラブの会長を務めるなど、後進の指導や県下の林業技術の向上、林業の振興に大きく貢献してきた。昭和63年には粟野町森林組合代表理事組合長に、その後栃木県森林組合連合会代表理事会長に就任するなど、林業関係団体の要職を数多く歴任し、本県の林業界を牽引し続けている。

また、森林の整備及び低コスト林業を推進するため、路網整備を進め、町の林道密度の向上、作業の円滑化に貢献するとともに、高性能林業機械や、複層林施業などの長所に目を向け、その良さを広く普及し、導入に尽力した。

さらに、林業経営の傍ら、森林や林業を広くPRするため、地元の緑の少年団に所有山林を開放し、林業体験活動、キャンプなどを通して青少年の教育に力を注いできた。現在は、その精神、指導ともご子息に引き継がれている。

平成3年からは(社)栃木県緑化推進委員会副理事長に就任、また平成7年から16年まで緑の募金運営協議会の委員を務めるほか、19年度からは「とちぎの元気な森づくり県民会議」の副会長を務めるなど、県土の緑化の推進に大いに貢献している。

[団 体]

にじべつ かい
虹別コロカムイの会

所 在 地 北海道野付郡別海町本別海12-12
代 表 者 会長 館 定宣

<功績の概要>

種の保存法に基づく国内希少野生動植物種であるシマフクロウについては、現在、国内において120羽程度しか生息していない。これは保護増殖事業により減少傾向には歯止めがかかっているものの、生息環境(採餌に適した魚類の多い河川環境)が十分に回復していないことによる。

虹別コロカムイの会は、阿寒国立公園西別岳を源流とする西別川流域(虹別地区等)において、シマフクロウの生息環境を整えようとして100年先を見据えた植樹活動を「シマフクロウの森づくり百年事業」として、平成6年より継続して実施してきている。平成20年で15回を迎える同事業では、地元の別海町、標茶町や酪農家の協力により西別川の河畔で場所を確保し、ミズナラ、ハンノキ、シラカバなどの広葉樹を延べ5万本以上植樹し、河畔林の育成を進めてきている。

また、シマフクロウの営巣地や給餌場の整備、西別川流域各地での普及啓発の実施、清掃活動への参加などを実施しており、同会の活動は、地域全体に広がりを見せる。

これらの活動は、シマフクロウの維持に大きく貢献するばかりか、今後、森林の再生により新たな生息環境を提供し、シマフクロウの保護増殖の面でも大いに期待できる。

[団 体]

ざ お う ま ち む か い や ま ぎ よ う せ い く
蔵王町 向山行政区

所 在 地 宮城県刈田郡蔵王町宮字臼久保屋敷18

代 表 者 山家 昭夫

<功績の概要>

同地区では、老人会を中心にして、長年にわたり国道4号の緑地帯を利用しての花植えを行い、道路愛護、環境美化清掃に努めている。平成19年からは行政区民が一体となってこの活動に取り組み、環境美化の向上に努めている。

殺伐とした道路空間の中において、当該地の緑地帯には、彩りに飾られた多種の草花が咲き誇り、道行く車輦へひと時の安らぎを与えており、自ずとゆとりある運転にもつながり、交通安全に大きな役目を果たしているものと思われる。

また、道路空間は今や移動運搬するためだけの機能ではなく、公共空間としての多様な機能を求められており、健康志向の歩行者が多く利用するようになっている。こうした利用者の癒し空間の場としても効果をあげているところである。

こうした活動が認められ、平成4年には建設省東北地方建設局長からの感謝状を受け、平成10年には建設大臣から感謝状を受けている。また、本町の環境美化活動団体である「すばらしい蔵王町を創る協議会」の花いっぱいコンクールにおいて、平成20年度最優秀賞を受けるほど、道路愛護・環境美化活動の推進にますます努めている。

[団 体]

ひ お き で ん き か ぶ し き が い し ゃ ほ ん し ゃ こ う じ ょ う
日 置 電 機 株 式 会 社 本 社 工 場

所 在 地 長 野 県 上 田 市 小 泉 8 1

代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 吉 池 達 悦

< 功 績 の 概 要 >

平成2年に上田市に移転した同工場では「移転に伴う自然破壊を復元させよう」と、全社員で約6万ポットの苗を植樹して以来、毎年植樹を行っており、現在では8万本の木々を約5万2千㎡の緑地および環境施設において維持管理している。

緑豊かな環境を地域一体となって創造していくことを目的とした「ふるさとの森づくり」活動では、地域の学校や公共施設への植樹活動を行っており、平成7年より累計16カ所に4万3千6百本の植樹を行い、約6千人が参加している。平成17年には、育英奨学及び植樹による緑化活動を通して地域社会の発展に寄与することを目的に、財団法人HIOKI奨学・緑化基金を設立し、植樹対象を長野県全域に拡大するなど、緑化活動の充実をはかっている。

また、地域の人々との交流を深め、良き企業市民としての期待に応えるため、敷地内の野球場を開放して少年硬式野球を支援している他、毎年9月には敷地内を開放し、社員自らが企画運営を行うHIOKI祭りを開催している。企業と地域が一体となったこの祭りは、毎年来場者が増え続けており、社員はもとより地域住民にとっても、楽しいイベントの一つとなっている。

[団 体]

だいせん ちょうじょう ほ こ かい
大山の頂上を保護する会

所 在 地 鳥取県西伯郡大山町大山40-33

代 表 者 会長 山口 隆之

<功績の概要>

昭和40年代、増加し続ける登山客の影響により大山頂上の植生は踏み荒らされ、一時裸地となった。また、裸地化された地表は降雨、雪融け水等により土壌が浸食され、頂上部は荒れる一方であった。

このような状況のなか、大山頂上の植生復元を目的として、昭和60年4月に同会が設立された。同会は自然保護団体、山岳関係者、行政で組織されており、官民一体となって、「一木一石運動」をテーマに頂上植生復元事業を開始した。

現地での植生復元作業は、標高約1,700mでの厳しい気象条件、不便な遠隔地等の困難な環境のもとで、冬期の初期に発生する凍上の防止対策にコモ伏せを行うなど、幾多の難問を試行錯誤により乗り越えながら進めた。

また、土砂流出により生じた浸食溝は、多量の岩石等を使用し、大半を埋め尽くすことができた。

この「一木一石運動」は、現在まで続いており、その取り組みにより、裸地化した山頂の大部分に植生が戻っている。今後も引き続き「一木一石運動」を継続するとともに、植生復元区域への立ち入りを控えるよう呼びかける表示板を設置するなど、一般登山客への意識啓発なども実施していく予定。

[団 体]

かみうけなりんざいぎょうしんこうかいぎ
上 浮 穴 林 材 業 振 興 会 議

所 在 地 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万571-1
代 表 者 会長 高野 宗城

<功績の概要>

同会議は、昭和41年に設立され、全国で初めての技術指針となる「上浮穴地方育林技術体系」を策定し、上浮穴全域で先駆的実践普及に努めるとともに、推進母体として林業研究グループを育成、又、独自に枝打と造材の技術士を認定するなど、人工林育成の牽引的役割を果たし、全国が認める久万林業地としての発展に大きく貢献した。

また、先進的な育林技術の普及書(12冊)の刊行や現在38回を迎える久万林業まつり、育林コンクール、各種研修会等の開催等、長年にわたる枝打ちや複層林造成の奨励により、当地域独特の森林景観美を形成するとともに、優良材生産の実践により所得が増大したため、県内外へ植樹・育樹活動が波及し本県の緑化推進に大きく貢献した。

農林水産大臣賞受賞後も、林業再生と森林保全のため、平成17年からは、「久万林業活性化プロジェクト構想」や「所有と管理の分離」を提言し施策を推進しているほか、地域住民等への森林環境教室やシンポジウムの開催により、森林づくりの重要性、緑化意識や愛林思想の高揚に努めている。更に、平成20年には、本県で初めての「久万高原町森林づくりと木へのこだわり条例」の制定が実現するなど、当地域における同会議の功績は絶大である。

[団 体]

おんががわけんりゅう もり すいしんかいぎ
遠賀川源流の森づくり推進会議

所 在 地 福岡県嘉麻市大隈町733

代 表 者 会長 森 裕治

<功績の概要>

同団体は、嘉穂町(現嘉麻市)の諮問機関である“まちづくり委員会”のメンバーが母体となり、町の将来像を描く過程で、遠賀川の源流が同町にあることを踏まえ、緑と水の循環に着目して、林業の衰退や後継者不足で荒廃した水源地の森林を再生し、「命の水」を育むことを目的として平成9年に発足した。

平成9年から始めた“源流の森づくり”では、遠賀川流域から毎回250名ものボランティアが集まり、これまでに延べ8ha以上に1万本以上の広葉樹の植樹や、植栽地の下草刈等を行っている。

夏期には、遠賀川上下流域の子供たちの交流を図り、森や水の大切さを体感してもらう“遠賀川流域児童体験交流会”を開催し、キャンプ場で一泊二日の宿泊をしながら沢登りや森づくり学習、カヌー体験など源流地域のフィールドを活かした体験の場を提供している。

また、近年では地元の大学と連携し間伐材を利用した製品の研究開発に取り組み、森林資源の循環を推進するなど活動の場を広げている。

その他にも、遠賀川流域の行政機関や住民団体等と協働して、遠賀川にサケを呼び戻す活動や河川・海岸の清掃活動に積極的に取り組むなど、遠賀川流域における“緑と水の循環”の推進に大きく貢献している。

[学 校]

み と し り つ う め お か し ょ う が っ こ う
水戸市立梅が丘小学校

所 在 地 茨城県水戸市姫子1丁目827の2

代 表 者 校長 小林 靖

<功績の概要>

同校では、平成元年に土地所有者から無償で借り受けた学校林(どんぐり山)を屋外教育環境施設として活用している。

特に、平成16年に着任した校長の代から、「英会話とどんぐり山とまごころの学校」を合い言葉に、どんぐり山の教材化や体験活動の推進に積極的に取り組んできている。平成17、18年は文部科学省の委託事業「命の大切さを学ばせる体験活動」の研究に取り組み、現在も継続的に研究を進めている。

地域の協力も積極的で、学校支援委員(大学教授、日本野鳥の会茨城支部代表、森林管理署長等)を招いて自然観察、学校美化、英会話等の体験活動の充実に努めている。また、「PTA父親プロジェクト」として、毎年父親の参加を呼びかけ、下刈り・樹木の剪定等の学校林整備、そば打ち等のふれあい事業を実施している。

同校の千人規模の全校群読は新聞でも紹介され、県立自然博物館事業では学校林活動の事例発表や元校長の講話などが取り上げられた。また、県内及び県外からの視察もあり、地域の学校のみならず、他県の学校に及ぼす影響も大きい。

[学 校]

たかおかしりつせいびしょうがっこう

高岡市立成美小学校

所在地 富山県高岡市京町1-1

代表者 校長 古市 幸子

<功績の概要>

同校は、昭和44年に県の情操教育研究に指定され、教育課程の中に「自然領域(創造性)」、「社会領域(協力性)」、「文化領域(感動性)」を設定した教育実践を導入した。その一環として、地域と学校が連携した花の栽培活動(花のパノラマ構想)により、勤労奉仕や自然愛護、思いやりの心をはぐくむ、豊かな感性を育てるなどを目的とした教育を展開している。

学校花壇においては、花壇のテーマづくり、花苗の植え付け、水やり、花がら摘み、除草等の一連の作業を児童会の栽培委員会が中心となって行うほか、花壇の土づくりや施肥において、PTA環境整備部の保護者や、成美校下花と緑の推進協議会会員の協力を仰ぎながら花壇づくりを進めている。

このような取組みの結果、県内外の花壇コンクールにおいて優秀な成績を保持し続けている。

加えて、地域の方々と花の世話を通して触れ合う機会が増え、一人暮らしの老人宅を訪問するジュニアボランティア活動の際にも学校で育てた花鉢を届けするなど地域住民との交流を深めている。

[学 校]

ちたしりつきよくとうしょうがっこう
知多市立旭東小学校

所 在 地 愛知県知多市大興寺字広目10番地
代 表 者 校長 中村 政男

<功績の概要>

同校の環境緑化活動の目的は、「樹木、花、果樹や野菜の育成を学習活動に取り入れることを通して、自然とふれあい、自然環境の大切さを学ぶこと」であり、児童全員が観察や遊びなどで五感を通して木とふれあい、四季を通して木々や草花とのかかわりをもつことで自然への親しみを高めている。また同校では、里山などの学校周辺の自然に目を向けた活動や、中学校との連携で行う「鍛冶屋川の清掃活動」など、緑化活動にとどまらず、広く環境を守る活動を推進している。収穫した果実や野菜を味わう「収穫祭」「ヤマモモジュースづくり」「おでんづくり」など、楽しみながら自然を体感したり味わったりする活動は、ペア学年の児童とのふれあいの場になり、同時に理科や家庭科などの学習の場ともなっている。また、校内にある木のうち教科書に名前が出ている木に名札をつけ、学年・単元名を明示して教材としている。このように同校では、木々や草花と学習や学校生活を有機的に結びつけ、その中から自然を愛し自然の大切さを学ぶ実践的な教育活動を展開している。PTAをはじめとして地域住民によるサポート体制も充実しており、19年にノースロップ賞(PTA協力賞)、20年には緑の少年団育成成功労賞を受賞した。

[地方公共団体]

ぐじょうし
郡 上 市

所 在 地 岐阜県郡上市八幡町島谷228番地
代 表 者 市長 日置 敏明

<功績の概要>

自治会等の地区活動として地道に実施されていた清掃活動を拡大し、平成3年度から旧明宝村の各地区の幹線道路沿いを中心に、花壇を設けて花の苗を植える「花いっぱい運動」を行っている。この活動は、現在も継続し、子供からお年寄りの方まで年間約1,200人の住民が参加し、年間約9千本の花の苗を春、夏、秋と季節ごとに植栽している。花木の植栽や間伐材を利用した花壇の造成、沿道景観保全を地域住民が主体となって実施し、地域全体の環境美化を図りつつ、地域の連帯感向上にも繋がり、さらには、地域の幹線道路を「花街道」としてそのイメージを高め、地域景観保全と観光においても成果をあげている。

旧明宝村における先進的な取り組みは、平成16年度の市町村合併後、旧郡上郡6町村(八幡町、大和町、白鳥町、美並村、高鷲村、和良村)へ波及し、さらに郡上市全地域での活動へと展開しつつある。

「花いっぱい運動」は地域住民に定着しており市民に身近な花を親しむ機会を拡大し、緑化意識を高揚させるとともに、花に囲まれた快適で潤いのある景観の形成に寄与している。

「みどりの月間」及び「みどりの学術賞」の創設について

〔平成18年8月8日
閣議決定〕

- 1 「みどりの日」についての国民の関心と理解を一層促進し、「みどり」についての国民の造詣を深めるため、「みどりの月間」を設けるとともに、「みどりの学術賞」を創設する。
- 2 「みどりの月間」は、毎年4月15日から5月14日までの期間とする。
- 3 この期間において、「みどりの式典」を開催するほか、地方公共団体及び一般の協力を得て、「みどり」に関する各種行事等を全国的に実施する。
- 4 「みどりの学術賞」は、国内において植物、森林、緑地、造園、自然保護等に係る研究、技術の開発その他の「みどり」に関する学術上の顕著な功績のあった個人に内閣総理大臣が授与する。
- 5 「みどりの学術賞」の授与は、「みどりの式典」において行う。また、緑化推進運動の実施について顕著な功績のあった個人又は団体に対する内閣総理大臣の表彰についても、併せて実施する。
- 6 「みどりの学術賞」の授与及び「みどりの式典」の開催に必要な事務は、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省等関係省庁の協力を得て、内閣府において行うものとし、所要の検討を進める。
- 7 「みどりの日」においては、国公立公園の無料開放を行うほか、地方公共団体及び一般の協力を得て、国民が自然に親しむための各種行事等を全国的に実施する。
- 8 平成元年4月18日閣議了解により設けられた「みどりの週間」は、廃止する。

緑化推進連絡会議の設置について

昭和58年	3月	1日	閣議決定
昭和59年	6月	29日	一部改正
昭和61年	6月	24日	一部改正
平成12年	12月	26日	一部改正

- 1 国土の緑化に関し、関係行政機関相互の緊密な連絡を図り、もって総合的かつ効率的な諸施策を推進するため、農林水産省に緑化推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。
- 2 連絡会議の構成員は、次のとおりとする。

議長	農林水産大臣
副議長	国土交通副大臣
構成員	内閣府大臣官房政府広報室長
	総務省大臣官房長
	財務省大臣官房長
	文部科学省生涯学習政策局長
	農林水産省生産局長
	林野庁長官
	経済産業省大臣官房地域経済産業審議官
	国土交通省土地・水資源局長
	国土交通省都市・地域整備局長
	環境省自然環境局長
- 3 連絡会議に幹事を置くものとし、幹事は、関係行政機関の職員で議長が指定した官職にある者とする。
- 4 議長は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員又はその他関係者の出席を求めることができる。
- 5 連絡会議の庶務は、国土交通省都市・地域整備局の協力を得て、林野庁において処理する。
- 6 前各号に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

緑化推進運動の実施方針

〔昭和 58 年 4 月 14 日〕
緑化推進連絡会議

1 目 的

緑化推進は、国土及び環境の保全、水資源の涵養、生活環境の改善等の観点から極めて重要であり、国においては、国土の緑化に関し総合的かつ効率的な諸施策を推進するため、緑化推進連絡会議を設置したところであるが、その一層の推進を図るためには、地方公共団体特に地域住民に密着した市町村（特別区を含む。以下「市町村」という。）を中心とした施策の展開を図るとともに、国民の自発的な理解と協力を得る必要がある。

このため、市町村を主体として国民が広く参加し得る緑化運動が、地域の実情に即して全国に展開されるよう、地方公共団体に要請するとともに、国は、所要の措置を講ずるものとする。

2 緑化運動の推進体制

- (1) 市町村が主体となり、議会、地域住民、緑化関係団体等の発意、賛同を得て、自主的に 3 を内容とする緑化運動が推進されるようにする。
- (2) 都道府県及び民間団体においても、本運動の趣旨に基づき、積極的な対応がなされるようにする。

3 緑化運動の内容

市町村に対し、次の事項に留意の上、緑化運動を実施するよう要請する。

- (1) 市町村は、既に別の緑化計画等を定めている場合を除き、次のような事項を定めるか、差し当たって当面の具体的行動計画を定めるかにより、計画的に実施すること。

ア 緑化の基本的構想

イ 緑化の計画・目標

ウ 緑化の具体的行動計画

エ 国、都道府県の緑化計画等との関係の調整

- (2) 市町村は、国が実施、主唱している次の事業を、国と協議の上、積極的に活用すること。

ア 林野庁が実施する「緑と花で結ぶむらとまち運動」による森林づくり

イ 建設省が実施する「まちの森」づくり、「並木のみち」づくり

ウ 環境庁が主唱する「小鳥がさえずる森」づくり

(3) 市町村は、広く地域住民、民間団体等に本運動への参加・協力を呼び掛けて本運動の実施に努めること。

4 国及び都道府県の助成等

(1) 国は、本運動を実施する市町村に対し、必要な助言及び技術的援助を行うものとする。

(2) 国は、本運動を実施する市町村に対し、場所の提供、苗木種子のあっせんその他必要な協力を行うものとする。

(3) 国は、都道府県に対し、本運動を実施する市町村に対する必要な助言等を行うよう要請する。

5 財源措置

(1) 地方公共団体における緑化事業の財源に供するため、昭和58年度からおおむね3箇年度にわたり宝くじを発売することについて具体策を検討する。

(2) 緑の羽根募金運動を積極的に展開する。

また、都市緑化基金の拡充強化を推進する。

(3) その他緑化事業を推進する公益法人への民間拠出金の受入れを促進する。

6 内閣総理大臣等の表彰

本運動の実施について顕著な功績のあった個人、団体に対し、内閣総理大臣等の表彰を行う。

7 推進体制の整備

国及び都道府県は、市町村を主体とした全国的な緑化運動が組織、実践されるよう、広く関係機関、団体等に働き掛けるとともに、緑化運動の効率的な推進に資するため緑化関連団体による連絡体制の整備を要請する。

8 国及び都道府県の緑化事業との関係

国及び都道府県は、その緑化事業を実施するに当たって、本運動を実施する市町村と緊密な連絡調整を図り、当該市町村の実施する緑化事業の効率的促進が図られるよう努めるものとする。

9 国民の緑化意識の啓発、高揚

本運動に対する国民の理解が深まり、自ら参加する気運が醸成されるよう、民間諸団体の協力を求めるとともに、政府としても積極的な広報活動を行うこととするほか、緑化に関する情報の提供や相談、各種行事の開催を推進する。